

国立市工事請負等最低制限価格設定基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、国立市契約事務規則(昭和 39 年 6 月国立市規則第 19 号)第 34 条の規定に基づく最低制限価格の設定方法について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 次の各号に掲げる請負契約について、最低制限価格を設定するものとする。

- (1) 1 件の予定価格が 1,000 万円以上の工事請負契約で価格競争に付するもの
 - (2) 1 件の予定価格が 1,000 万円以上の工事以外の請負契約で価格競争に付するもののうち次に掲げるもの
 - ア 工事の設計、測量及び地質調査に関する契約
 - イ 建物総合管理、建物清掃及び機械警備を除く警備業務に関する契約
 - ウ その他市長が必要と認める契約
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が最低制限価格を設定することが適当でないとき、これを設定しないことができる。

(周知方法)

第 3 条 最低制限価格を設定するときは、入札等に係る公告又は通知において、その旨を明示するものとする。

(工事請負契約に係る最低制限価格)

第 4 条 工事請負契約に係る最低制限価格は、予定価格の 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 までの額の範囲内において決定するものとする。

- 2 前項の規定により決定する最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額(1 円未満は切り捨てる)の合計額(予定価格に発生材(有価物)の売却額が含まれる場合にあっては、当該合計額から当該売却額を控除して得た額)に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した額とする。ただし、その額が、予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超えるときは予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たないときは予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。
- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

- 3 直接工事費に現場管理費に相当する額(以下「現場管理費相当額」という。)を含む場合には、直接工事費は現場管理費相当額を減じて算出し、現場管理費は現場管理費相当額を加えて算出する。
- 4 前項の場合において、現場管理費相当額を明確に区分することが困難な場合には、直接工事費の10分の1、昇降機設備工事にあつては10分の2を乗じた額を現場管理費相当額とする。
- 5 特別な事情により前3項の規定による最低制限価格の算出が適当でないと認めるときは、予定価格に10分の9.2から10分の7.5までの範囲内において適正と認める割合を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(工事以外の請負契約に係る最低制限価格)

- 第5条 工事以外の請負契約に係る最低制限価格は、予定価格の10分の9から10分の7までの額の範囲内において決定するものとする。
- 2 前項の規定により決定する最低制限価格は、予定価格に10分の9から10分の7までの範囲内において適正と認める割合を乗じて得た額とする。

(公表)

- 第6条 工事請負契約に係る最低制限価格は、事後公表できるものとする。
ただし、落札者が決定されていない場合は、この限りではない。
- 2 工事以外の請負契約に係る最低制限価格は、非公表とする。

付 則

この基準は、令和7年1月29日以後に実施する入札及び見積徴取から適用する。